

議案第 29 号

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定により、三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 21 号）の一部を改正する規則案について、別紙のとおり議決を求める。

令和 8 年 10 月 1 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

(案)

三次市教育委員会規則第 号

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則の一部を改正する
規則

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（受給資格及び補助額の特例）

3 第2条第1項第2号の規定にかかわらず、下記第1号及び第2号のいずれも満たす場合は、再配置前の学校から再配置後の学校までの距離に応じて、次の表の補助額を、合意の締結日の属する年度の翌年度から支給するものとする。

(1)三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づき、令和8年度から令和9年度までの間において再配置の合意に至り、合意の締結日から再配置まで1年以上ある場合

(2)指定学校を再配置先の学校に変更した場合

(案)

小学校児童		中学校生徒	
区分	補助額	区分	補助額
片道 4 k m 以上 1 0 k m 未満	月額 3 , 0 0 0 円	片道 6 k m 以上 1 0 k m 未満	月額 3 , 0 0 0 円
片道 1 0 k m 以上	月額 6 , 0 0 0 円	片道 1 0 k m 以上	月額 6 , 0 0 0 円

様式第 1 号中

「

住居から学校まで	自転車 その他 ()	() k m
----------	-------------------	---------

」を

「

住居（学校）から学校まで	自転車 その他 ()	k m
--------------	-------------------	-----

」に

改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 案	現 行																																																																																								
附 則	附 則																																																																																								
1 及び 2 略	1 及び 2 略																																																																																								
(受給資格及び補助額の特例)																																																																																									
3 第 2 条第 1 項第 1 号の規定にか																																																																																									
かわらず、第 1 号及び第 2 号のい																																																																																									
ずれも満たす場合は、再配置前の																																																																																									
学校から再配置後の学校までの距																																																																																									
離に応じて、次の表の補助額を、																																																																																									
合意の締結日の属する年度の翌年																																																																																									
度から支給するものとする。																																																																																									
(1)三次市立小中学校のあり方に関																																																																																									
する基本方針に基づき、令和 8 年																																																																																									
度から令和 9 年度までの間におい																																																																																									
て再配置の合意に至り、合意の締																																																																																									
結日から再配置まで 1 年以上ある																																																																																									
場合																																																																																									
(2)指定学校を再配置先の学校に変																																																																																									
更した場合																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">小学校児童</th><th colspan="2">中学校生徒</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>補助額</th><th>区分</th><th>補助額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道 4</td><td>月 額</td><td>片道 6</td><td>月 額</td></tr> <tr> <td>k m</td><td>3,000</td><td>k m</td><td>3,000</td></tr> <tr> <td>以 上</td><td>円</td><td>以 上</td><td>円</td></tr> <tr> <td>10 k</td><td></td><td>10 k</td><td></td></tr> <tr> <td>m 未</td><td></td><td>m 未</td><td></td></tr> <tr> <td>満</td><td></td><td>満</td><td></td></tr> <tr> <td>片 道</td><td>月 額</td><td>片 道</td><td>月 額</td></tr> <tr> <td>10 k</td><td>6,000</td><td>10 k</td><td>6,000</td></tr> <tr> <td>m 以</td><td>円</td><td>m 以</td><td>円</td></tr> <tr> <td>上</td><td></td><td>上</td><td></td></tr> </tbody> </table>	小学校児童		中学校生徒		区分	補助額	区分	補助額	片道 4	月 額	片道 6	月 額	k m	3,000	k m	3,000	以 上	円	以 上	円	10 k		10 k		m 未		m 未		満		満		片 道	月 額	片 道	月 額	10 k	6,000	10 k	6,000	m 以	円	m 以	円	上		上		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th colspan="2"></th></tr> <tr> <th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>																																								
小学校児童		中学校生徒																																																																																							
区分	補助額	区分	補助額																																																																																						
片道 4	月 額	片道 6	月 額																																																																																						
k m	3,000	k m	3,000																																																																																						
以 上	円	以 上	円																																																																																						
10 k		10 k																																																																																							
m 未		m 未																																																																																							
満		満																																																																																							
片 道	月 額	片 道	月 額																																																																																						
10 k	6,000	10 k	6,000																																																																																						
m 以	円	m 以	円																																																																																						
上		上																																																																																							

様式第1号(第3条関係)

市立小中学校遠距離通学費補助申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

保護者氏名



年度の通学態様は次のとおりですので、通学費の補助を申請します。

児童生徒氏名		学校名		学校長認印	
生年月日	年 月 日	学年	年		
通学の方法	徒歩 自転車 バス 鉄道 その他()				
通学距離の明細	住居(学校)から学校まで		自転車 その他 ()	Km	
	住居から	駅 (停留所) まで	徒歩 自転車 その他	Km	
	駅 (停留所) から	駅 (停留所) まで	バス 鉄道	Km	
	駅 (停留所) から	学校まで	徒歩 その他	Km	
計			Km		

(注) 「通学の方法」は、該当するものを○で囲んでください。

「通学距離の明細」は、駅名又は停留所名を記入し、該当するものを○で囲むとともに、()の中に距離を記入してください。

様式第1号 (第3条関係)

市立小中学校遠距離通学費補助申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

保護者氏名



年度の通学態様は次のとおりですので、通学費の補助を申請します。

児童生徒氏名		学校名		学校長認印		
生年月日	年 月 日	学年	年			
通学の方法	徒歩 自転車 バス 鉄道 その他()					
通 学 距 離 の 明 細	住居から学校まで		自転車 その他 ()	Km		
	住居から	駅 (停留所)	まで	徒歩 自転車 その他	Km	
	駅 (停留所)	から	駅 (停留所)	まで	バス 鉄道	Km
	駅 (停留所)	から	学校まで	徒歩 その他	Km	
計				Km		

(注) 「通学の方法」は、該当するものを○で囲んでください。

「通学距離の明細」は、駅名又は停留所名を記入し、該当するものを○で囲むとともに、()の中に距離を記入してください。

○三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則

平成16年4月1日教育委員会規則第21号

改正

平成20年2月15日教育委員会規則第3号

令和6年2月5日教育委員会規則第50号

令和7年9月24日教育委員会規則第4号

三次市立小中学校遠距離通学費補助に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、就学のため遠距離通学をする三次市立小中学校の児童及び生徒（以下「児童及び生徒」という。）に対し通学費の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

(受給資格及び補助額)

第2条 通学費の補助を受けることのできる者は、市内に居住し、別表に該当する児童及び生徒とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒は、補助の適用を受けることができない。

- (1) 区域外就学を許可されている児童及び生徒
- (2) 指定学校が変更されている児童及び生徒
- (3) スクールバスを利用している者又はスクールバス運行対象区域に居住している児童及び生徒。ただし、季節的に利用する児童及び生徒、住居からスクールバスの乗降場所までの片道の距離が4キロメートル以上の児童及び生徒並びに住居からスクールバスの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生徒を除く。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）及び特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）により通学費相当額の支給を受けている児童及び生徒
- (5) 前号に掲げるもののほか、通学費相当額の支給を受けている児童及び生徒

2 この補助により購入した定期券及び回数券を紛失し、又は汚損してその効力を失した場合においては、再補助を行わない。

(補助申請)

第3条 この補助を受けようとする児童及び生徒の保護者は、毎年4月30日までに市立小中学校遠距離通学費補助申請書（様式第1号）を学校長に提出するものとする。

2 学校長は、前項の申請により適正であると承認したときは、市立小中学校遠距離通学費補助金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添え教育長に提出しなければならない。

3 児童及び生徒の保護者は、年度の中途において運賃負担額に変動を生じた場合は、前項に準じて速やかに通学費補助変更申請書を提出しなければならない。

（審査決定）

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助を適当と認めたときは補助額を決定し、学校長を経由して保護者に通知するものとする。

（補助金支給）

第5条 前条の決定があったときは、学校長は、その補助対象となる児童及び生徒の保護者からこの補助金に係る請求及び受領に関する委任状（様式第3号）を徴し、これを教育長に提出して補助金の交付を受けるものとする。

（補助の一時停止）

第6条 この補助を受けている児童及び生徒が次の各号のいずれかに該当する場合は、その間の補助を停止する。

（1） 1月の全日を欠席したときは、その当該月

（2） スクールバスを利用（住居からスクールバスの乗降場所までの片道の距離が4キロメートル以上の児童及び生徒又は住居からスクールバスの乗降場所まで交通機関を利用する児童及び生徒を除く。）している期間

2 前項の規定にかかわらず、交通機関を利用して通学することにより、この補助を受けている児童及び生徒が長期にわたり欠席したときは、欠席を始めた日に所持する定期券及び回数券の失効日から出席開始の日まで補助を停止する。ただし、第2条の規定により補助額の加算を受けているときは、その加算分について、前項の規定により補助を停止するものとする。

第7条 教育長は、補助を受けている児童及び生徒が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助を中止する。

（1） 保護者からこの補助を辞退する申出があったとき。

（2） 第2条の要件を欠くに至ったとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、この補助を必要としない理由が生じたとき。

2 教育長は、前項の規定により補助を中止したときは、速やかにその旨を学校長を経由して保護者に通知するものとする。

（異動報告）

第8条 学校長は、この規則により補助を受けている生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、長期欠席・出席開始・転学届（様式第4号）により速やかに教育長に届け出るものとする。

（1） 長期欠席，出席開始又は転学をしたとき。

（2） 住所，氏名その他の事項に異動を生じたとき。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附 則

（施行規則）

1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに，合併前の公立中学校生徒通学費補助要綱（昭和46年三次市教育委員会告示第15号），君田村バス通学費助成要綱（平成10年君田村要綱），作木村立小学校通学費補助条例（昭和55年作木村条例第2号），作木村立小学校通学費補助に関する規則（昭和55年作木村教育委員会規則第1号）又は吉舎町児童・生徒の遠距離通学費の支給要綱（昭和52年吉舎町告示第1号）の規定によりなされた処分，手続その他の行為は，それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年教委規則第3号）

この規則は，公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月5日教委規則第50号）

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月24日教委規則第4号）

この規則は，令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

小学校児童			中学校生徒		
住居から学校 までの距離の 区分	補助対象要件	補助額	住居から学校 までの距離の 区分	補助対象要件	補助額
片道4km以上	（1） 通学距離 が片道4km	月額800円	片道6km以上	（1） 通学のた め自転車使用	月額1,000円

	以上であり、交通機関及びスクールバスを利用しない児童			を常例とし、交通機関及びスクールバスを利用しない生徒	
	(2) 通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4 km未満の児童	交通機関の運賃相当額		(2) 通学のため交通機関を利用し、その運賃を負担することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4 km未満の生徒	交通機関の運賃相当額
	(3) 通学のため交通機関を利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4 km以上の児童	小学校児童の(2)により算出された額に月額800円を加算して得た額		(3) 通学のため自転車及び交通機関を併せて利用することを常例とし、住居から停留所又は駅に至るまでの距離が片道4 km以上の生徒	中学校生徒の(2)により算出された額に月額800円を加算して得た額
	(4) 通学のためスクールバスを利用することを常例と	月額800円		(4) 通学のため自転車及びスクールバスを併せて利用	月額800円

	し, 住居から乗 降場所に至る までの距離が 片道 4 k m 以 上の児童			することを常 例とし, 住居か ら乗降場所に 至るまでの距 離が片道 4 k m 以上の生徒	
	(5) 通学のた めスクールバ スを利用し, 住 居から乗降場 所までは交通 機関を利用す ることを常例 とする児童	交通機関の運 賃相当額		(5) 通学のた めスクールバ スを利用し, 住 居から乗降場 所までは交通 機関を利用す ることを常例 とする生徒	交通機関の運 賃相当額

様式第1号（第3条関係）

市立小中学校遠距離通学費補助申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

保護者氏名



年度の通学態様は次のとおりですので、通学費の補助を申請します。

児童生徒氏名			学校名			学校長認印		
生年月日	年	月	日	学年	年			
通学の方法	徒歩 自転車 バス 鉄道 その他()							
通学距離の明細	住居から学校まで		自転車 その他 ()			Km		
	住居から	駅 (停留所)	まで	徒歩 自転車 その他			Km	
	駅 (停留所)	から	駅 (停留所)	まで	バス 鉄道			Km
	駅 (停留所)	から	学校まで		徒歩 その他			Km
計							Km	

(注) 「通学の方法」は、該当するものを○で囲んでください。

「通学距離の明細」は、駅名又は停留所名を記入し、該当するものを○で囲むとともに、()の中に距離を記入してください。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

三次市立 学校

校長



年度市立小中学校遠距離通学費補助金交付申請書

年度市立小中学校遠距離通学費補助金として、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 _____円

様式第3号（第5条関係）

委 任 状

年度において三次市より受ける市立小中学校遠距離通学費補助金について、その請求、受領に関する一切の事務を三次市立 学校長 に委任します。

年 月 日

住 所 三次市 町 番地

保護者氏名 印

児童生徒氏名

様式第4号（第8条関係）

長
出
転

期
席

欠
開

席
始
学

届

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

学校 学年 児童氏名
生徒

学校長



長期欠席

上記児童生徒は、次のとおり出席開始しますのでお届けします。

転 学

- | | | | | |
|---|--------|---|---|---|
| 1 | 長期欠席開始 | 年 | 月 | 日 |
| | 出席開始 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 転学期日 | 年 | 月 | 日 |
| | 転学 校 | | | |